

令和3年3月市議会定例会  
こども家庭部  
議案説明資料  
(補正予算分)

目次

【予算案件】

- 1 令和3年3月こども家庭部補正予算（案）総括表 …… 1頁
- 2 保育所等におけるICT化推進について…… 2頁
- 3 ひとり親家庭等相談支援体制強化事業について…… 3頁
- 4 ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業について…… 4頁
- 5 特定不妊治療費助成事業におけるシステム改修について… 5頁

# 1 令和3年3月 こども家庭部補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
こども家庭部 合計	30,854,688	▲ 814,869	30,039,819	
(款3) 民生費	30,072,190	▲ 816,869	29,255,321	
(項2) 児童福祉費	30,072,190	▲ 816,869	29,255,321	私立保育所等補助事業費 ▲ 28,633 児童健全育成事業費 ▲ 176,062 子育てに関する新型コロナウイルス感染症対策支援事業費 ▲ 84,262 私立保育所等管理運営費 ▲ 439,045 母子等福祉事業費 14,667 こども医療費助成事業費 ▲ 221,401 ひとり親家庭等医療費助成事業費 ▲ 15,672 ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業費 133,539
(款4) 衛生費	782,498	2,000	784,498	
(項1) 保健衛生費	782,498	2,000	784,498	不妊治療費等助成事業費 2,000

【私立保育所等補助事業費】

2 保育所等におけるICT化推進について

[こども保育課]

(1) 補正額 9,375千円

財源内訳	国庫支出金	6,250千円
	一般財源	3,125千円

(2) 事業目的

私立保育施設におけるICT等を活用した業務システムの導入経費を補助するもの。

(3) 事業内容

(単位：千円)

事業内容	事業費
業務のICT化を行うためのシステム導入 (6施設分)	4,500
外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る翻訳機等の 購入(10施設分)	1,125
保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入 (25施設分)	3,750

【母子等福祉事業費】

### 3 ひとり親家庭等相談支援体制強化事業について

[こども福祉課]

(1) 補正額 14,667千円

財源内訳	国庫支出金	14,350千円
	一般財源	317千円

(2) 事業目的

ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、AIを活用したチャットボットを導入することで、ひとり親家庭に対する相談支援体制の強化を図るもの。

※チャットボット

チャット(会話)とロボットを組み合わせた言葉で、人工知能(AI)技術を利用し、問いかけに対して自動応答を行う対話型システム。

(3) 事業内容

(単位：千円)

事業内容	事業費
チャットボットシステム導入に係る経費	14,350
チャットボットサービス周知に係る経費	317

## 【ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業費】

### 4 ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業について

[こども福祉課]

(1) 補正額 133,539千円

財源内訳	国庫支出金	53,020千円
	県支出金	80,519千円

#### (2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯については、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、これまで市独自の給付金と、二度にわたる国の臨時特別給付金を支給しているところであるが、ひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあることから、児童の進級、進学、就職等出費がかさむ時期にさらなる給付金を支給するもの。

#### (3) 事業内容

##### 【支給対象者】

国のひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた者  
(申請不要)

※令和3年2月末までに受給要件を満たした者を含む。

##### 【給付額】

1世帯あたり5万円

(うち3万円は富山県ひとり親世帯生活支援給付金補助金を活用)

【対象世帯数】 2,651世帯(見込み)

【事業費】 給付金 132,550千円  
事務費 989千円

【不妊治療費等助成事業費】

## 5 特定不妊治療費助成事業におけるシステム改修について

[こども健康課]

(1) 補正額 2,000千円

財源内訳	県支出金	1,000千円
	一般財源	1,000千円

(2) 事業目的

令和3年1月1日以降に治療を終了した体外受精や顕微授精（特定不妊治療）及び男性不妊治療費の助成の拡充に伴いシステム改修を行うもの。

(3) 事業内容

通算助成回数、助成額等の変更に伴うシステム改修

主な改修内容	
通算助成回数 (治療開始年齢)	<ul style="list-style-type: none"><li>・40歳未満の場合は「6回まで」から「1子ごとに6回まで」に変更</li><li>・40歳から42歳の場合は「3回まで」から「1子ごとに3回まで」に変更</li></ul>
助成額の上限	<ul style="list-style-type: none"><li>・2回目以降の治療（融解胚移植等を除く）の限度額を「15万円」から「30万円」に変更</li><li>・2回目以降の治療（融解胚移植等）の限度額を「7万5千円」から「10万円」に変更</li><li>・2回目以降の男性不妊治療（採精術）の限度額を「15万円」から「30万円」に変更</li></ul>
帳票の様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・通算助成回数、助成額変更に伴い、システムと連動した帳票の変更</li></ul>